「『厳重警戒』での感染防止対策」の主な追加・変更

〇実施区域

愛知県全域

〇実施期間

2022年3月22日(火)~

今回変更:5月24日(火)~

〇主な追加・変更内容

全般的な方針(追加)

○「マスクの着用」については、下記のことに留意

【屋内】

- ・他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と 距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用
- ・<u>他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、</u>マスクの着用は必要なし。

【屋外】

- ・<u>他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マ</u>スクを着用
- ・<u>他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わ</u>ないときは、マスクの着用は必要なし。
- ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨
- ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理 強いしないようお願い

- (県民・事業者の皆様への)
- Ⅲ.その他のお願い
- ③学校等での対応(追加)
 - ・マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、 夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で 運動をしているときについては、不要とします。
- (14)保育所、認定子ども園、幼稚園等での対応(変更)
 - 【2歳未満児】マスク着用は<u>奨めず、低年齢児については特に慎重</u> <u>に対応</u>
 - ⇒マスク着用は奨めない
 - 【2歳以上児】発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断 される児童については、可能な範囲で一時的に推奨
 - ⇒個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク 着用は一律に求めない
 - **【その他**】本人の調子が悪い場合などは**無理して着用させる必要は** ない
 - ⇒本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに 外させること